

障害者自立支援法関係Q & A

分類	質問の内容	回答
指定基準・報酬	<p>グループホーム・ケアホームについて、小規模事業加算、夜間支援体制加算並びに小規模事業夜間支援体制加算について、1つの事業所がそれぞれの加算の要件を満たしている場合、全ての加算を算定することは可能か。</p> <p>グループホーム・ケアホームの10人未満の小規模な事業所については、「平成20年度末まで、サービス管理責任者を配置しないことができる」という経過措置が設けられているが、この場合、「人員配置（サービス管理責任者）欠如減算」の対象となるのか。</p> <p>経過的居宅介護利用型指定共同生活介護事業所の場合、算定できる加算は、小規模事業加算、自立生活支援加算、入院時支援特別加算及び帰宅時支援加算と理解してよしいか。</p> <p>ケアホームの小規模事業夜間支援体制加算の要件については、平成18年4月1日現在で既に夜間支援体制（夜間支援体制加算の要件を満たす場合）を確保していた事業所、あるいは平成18年4月1日より後に開設した事業所については、開設時以降、継続的に夜間支援体制を確保している事業所ということだが、継続的とは、毎日夜間支援体制を確保しているということなのか。</p>	<p>それぞれの加算の要件を満たしているのであれば、算定することは可能である。</p> <p>小規模事業所におけるサービス管理責任者の配置猶予の経過措置については、当該事業所において、平成20年度末までの間、サービス管理責任者の配置義務が課されていないことから、「人員配置（サービス管理責任者）欠如減算」の対象とはならない。</p> <p>なお、本経過措置は、既存事業所及び新規事業所のいずれにも適用されるものである。</p> <p>お見込みのとおり。</p> <p>小規模事業夜間支援体制加算については、既存の小規模な事業所であって、夜間支援体制を引き続き確保できるよう経過的な加算を講じるものであり、入居者が不在の日を除き、基本的に毎日夜間支援を実施しており、今後も引き続き夜間支援体制を確保する事業所を対象とするものである。</p> <p>しかしながら、入居者の状態に応じ、毎日ではなく、必要に応じ週のうち約半数程度以上夜間支援を行っている事業所についても、小規模事業夜間支援体制加算の対象にできるものとする。</p> <p>なお、事業所は、事前に都道府県知事に小規模事業夜間支援体制加算届出書に加え、これまでの夜間支援の実績がわかる書類を提出していただくことになる。</p> <p>また、小規模事業夜間支援体制加算は、夜間支援を行った場合のみ、算定できることを念のため申し添える。</p>

分類	質問の内容	回答
<p>指定基準・報酬</p>	<p>ケアホームの夜間支援体制加算については、毎日夜間支援体制を確保していることが要件となるのか。</p> <p>ケアホームの事業指定を受ければ、グループホーム対象者とケアホーム対象者がともに利用することができるか。</p> <p>旧支援費施設が生活介護事業所等へ移行する場合において、現にサービスを利用している者のうち、障害程度区分判定が未だ終了していない利用者がある場合、当該施設における人員配置や報酬単価をどのように考えればよいのか。</p>	<p>夜間支援体制加算については、夜間支援体制を確保している事業所に対し、加算を講じるものであり、入居者の状態に応じ、毎日あるいは継続的でなくても、夜間支援を実施した場合、加算を算定できるものとする。</p> <p>なお、当該加算は、既存事業所及び新規事業所のいずれにも適用されるものであり、事業所は、事前に都道府県知事に夜間支援体制加算届出書を提出する必要がある。</p> <p>同一の事業所において、グループホーム対象者とケアホーム対象者がともに利用できるようにするには、ケアホームの事業指定だけでなく、グループホームとケアホームそれぞれの事業指定を受ける必要がある。</p> <p>なお、添付書類については、それぞれの事業で共通する部分については、事業ごとに提出することなく、簡略化しても差し支えない。</p> <p>旧支援費施設が生活介護事業所等へ移行する場合については、本来、指定申請から直近の過去1ヶ月間の利用者の平均障害程度区分等に応じた人員配置及び報酬単価を適用することとしているところ（8月24日全国障害保健福祉担当主管課長会議資料参照）。</p> <p>しかしながら、ご指摘のような場合については、新規に参入する事業者における取扱いと同様、障害程度区分判定が終了している一部の利用者の平均障害程度区分等によるなど、都道府県知事が認める事業者の合理的な推計による平均障害程度区分等に応じた人員配置及び報酬単価を適用して差し支えない。</p> <p>ただし、この場合にあっては、指定後3ヶ月間の実績により、平均障害程度区分等を見直さなければならないことに留意すること。</p>